

介護保険料についてのお知らせ

介護保険制度と介護保険料

平成12年4月からスタートした介護保険制度は、介護を必要とする状態となっても、できる限り、自宅で自立した日常生活ができるよう、自ら利用したい介護サービスを選べる利用者本位の制度として、運営されています。

介護サービスの費用については、訪問介護サービスや特別養護老人ホーム入所などの介護サービスの費用の内、利用者本人がその費用の1割を負担し、残りの9割分の費用（介護給付費）については、相互扶助の考え方の下で、その2分の1は公費（国、北海道、紋別市）が負担し、残りは40歳以上の方が介護保険料として負担し、介護給付費の財源として使われています。

40歳から64歳までの方は、加入している健康保険（社会保険や国民健康保険など）の健康保険料に合算して介護保険料を納めていただいています。65歳以上の方は、原則年金天引き（年金天引きできない方は納付書払いか口座振替）で、納めていただいています。

高齢者福祉課介護保険管理係
☎2111 内線 462 番



介護給付費の負担構成



40歳から64歳までの方の介護保険料

● 国民健康保険に加入している場合

国民健康保険税（医療保険分）の計算方法と同様に、世帯ごとに、国保加入者のうちから40歳から64歳までの方の人数や所得などから決定されます。国民健康保険税（介護保険分）として国民健康保険税に合算して納めます。

● 職場の健康保険（社会保険や共済など、任意継続も含む）に加入している場合

加入者本人の給与額などに対する保険料率によって決定されます。なお、被扶養者が40歳から64歳までの場合は、被扶養者の介護保険料は個別には計算されず、加入者本人の保険料率に含まれます。

65歳以上の方の介護保険料

65歳以上の方の介護保険料は、一人ずつ、本人や世帯の市民税課税状況や所得額などによって、5段階の保険料額の中から決定されます。夫婦や親子などでもそれぞれが介護保険料を市町村に納めます。

65歳になった月の介護保険料

65歳になった月からの介護保険料は「65歳以上の介護保険料」を65歳到達日の月分からの月割計算により決定され、市町村に納めます。したがって、「40歳から64歳までの介護保険料」は、あらかじめ65歳到達日の前月分までとなっています。

介護保険料の区分	65歳到達区分	
	昭和14年6月10日 生まれの場合	昭和14年7月15日 生まれの場合
国保税や職場の健康保険料や任意継続の健康保険料に上乗せされる介護保険料	5月分まで	6月分まで
65歳以上の介護保険料	6月分から	7月分から

65歳以上の方の介護保険料の決め方

紋別市の65歳以上の介護保険料の基準月額額は、2,580円です。この基準額は、紋別市の平成15年度から平成17年度までの介護サービス利用見込額に基づいて決められ、原則として平成15年度から17年度まで同額です。

※（参考）全国平均 約3,290円 全道平均 約3,430円

一人ひとりの介護保険料は、次の表の所得区分により毎年6月に決定します。

所得区分	該当者	保険料年額	月割額
第1段階	・市民税非課税世帯で老齢福祉年金を受給している方 ・生活保護を受給している方	15,480円	1,290円
第2段階	・世帯全員が市民税非課税の方	23,220円	1,935円
第3段階	・世帯は市民税課税で、本人は市民税非課税の方	30,960円	2,580円
第4段階	・本人は市民税課税で、合計所得金額が200万円未満の方(注)	38,700円	3,225円
第5段階	・本人は市民税課税で、合計所得金額が200万円以上の方	46,440円	3,870円

(注)「合計所得金額」とは、純損失及び雑損失の繰越控除並びに特定の居住用財産の買換え等の場合の譲渡損失の繰越控除を適用しないで計算した総所得金額、土地・建物等の譲渡所得の金額(長期譲渡所得の金額(特別控除前)と短期譲渡所得(特別控除前)、株式等譲渡所得等の金額(特定中小会社が発行した株式に係る譲渡損失の金額の繰越控除等の適用がある場合には、その適用前の金額)、商品先物取引に係る雑所得等の金額、退職所得金額及び山林所得金額の合計額です。



【公的年金収入のみの方】

公的年金の収入金額から公的年金控除額を差し引いた金額が合計所得金額となります。

65歳以上の方の介護保険料の納入方法

◆年金からの天引きの方

今年2月の年金支給の際年金から介護保険料が天引きされた方は、今後も年金から天引きされます。今年度の保険料年額や年金天引きについては、6月下旬に通知書を送付します。

◆納付書や口座振替で納付の方

年額18万円未満の老齢基礎年金や老齢退職年金の方、障害年金や遺族年金の方などは、年金天引きができませんので、納付書での納入となります。6月中旬に納付書を送付しますので、6月から12月までの7期に分けて納めてください。口座振替の手続きをされている方は、指定の口座から振替納付されます。

平成15年度中に65歳になった方・他市町村から転入された方

平成15年度中(平成15年4月から今年3月までの間)に65歳になった方や紋別市に転入された方で、天引きできる年金(年額18万円以上の老齢基礎年金や老齢退職年金)を今年4月1日時点で受給している方は、10月から自動的に年金天引きに切り替わりますが、4月分から9月分の保険料は年金天引きができませんので6月中旬に送付する納付書で納めてください。ただし、3月生まれの方は、年金受給の手続き日によっては4月1日時点では年金受給となっていない場合があります、その場合には、年金天引き切替時期は来年の10月となります。

今年度中に65歳になる方・他市町村から転入される方

今年度中(平成16年4月から来年3月までの間)に65歳になる方や他市町村から紋別市に転入される方は、天引きできる年金(年額18万円以上の老齢基礎年金や老齢退職年金)を受給していても、今年度と来年の9月分までは年金天引きできません。年金天引き開始時期は、来年10月からとなります。それまでの間は、6月中旬に送付する納付書で納めてください。預金口座からの振替納入を希望される方は、市内金融機関や市役所(高齢者福祉課介護保険管理係)で手続きをしてください。6月中旬に納付書を送付する際にも口座振替依頼書を同封します。

保険料の猶予・減免

災害などのやむを得ない事情や無年金などにより収入が少ないため保険料を納めることにお困りの方は、申請により保険料の徴収猶予や減免ができることがありますので、高齢者福祉課介護保険管理係へお問い合わせください。(広報3月号15頁をご覧ください。)

保険料の滞納

介護保険料は、介護保険制度の貴重な財源です。みんなで保険料を出し合って制度を支えるものです。特別な理由もなく保険料を滞納していると、介護サービスを利用するときには、一旦費用全額(10割)を払うなどの措置を受けることがありますので、納期までに必ず納めてください。

